

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 第1回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成26年4月25日（金）午前10時30分から午後12時頃まで
- 3 開催場所 南側臨時庁舎中会議室

- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
小林照穂，谷口孝悦，玉川直樹，小川喜治，鹿倉よし江，田山和子，岩上堯，豊崎繁，高島和子，軍地美代，宮下有一，小野修一郎，馬渡剛，福澤真一
 - (2) 執行機関
高橋靖，磯崎和廣，小川喜実，宮川孝光，堀野辺直，深谷晃一，榊原可奈
 - (3) その他
委員欠席者：早船徳子

- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2013について（公開）

- 6 非公開の理由

- 7 傍聴人の数 0人

- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市行政改革推進委員会委員名簿
 - (2) 水戸市行財政改革プラン2013
 - (3) 水戸市行政改革推進委員会条例

- 9 発言の内容

○執行機関 本日は，お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行をさせていただきます，行政改革課長の小川と申します。どうぞよろしく願います。

それでは，ただ今から第1回水戸市行政改革推進委員会を開催いたします。

高橋市長から委嘱状を交付いたします。私がお名前を申し上げますので，順に市長から委嘱状をお受け取りください。

〔委嘱状交付〕

○執行機関 つづきまして，高橋市長から皆様に御挨拶を申し上げます。

〔市長の挨拶〕

○市長 本日は，お忙しい中を行政改革推進委員会にお集まりいただきまして，本当にありがとうございます。公募による方を含め，各界各層で御活躍をいただく皆様方に，行政

改革推進委員としてお引き受けいただきましたことを大変ありがたく思っておりますと同時に、心強い限りです。大変厳しい行財政状況の中でも、行政需要が増大し、また市民ニーズが高度化、多様化する現状であります。本来であれば、小さな政府を目指し、効率化を図っていくのが行政の流れであったにも関わらず、様々な行政需要が増えてきているのが、水戸市に限らず今の地方行財政の現状であるかと思っております。

御存知のとおり、水戸市では市役所や市民会館の整備、新ごみ処理清掃工場の移転等、大型プロジェクトを抱えております。また2019年の国体に向けて様々な施設整備を余儀なくされる状況にあります。一方で、超高齢化そして人口減少という時代の中で、様々な民生費が増加しているのが現状です。介護保険でいうならば毎年10億円ずつ増えているのが現状でありまして、平成12年に介護保険が始まった時には介護保険会計が60億円で始まったにも関わらず、平成26年度には190億円となり、3倍以上に膨れ上がっているのが現状です。また、国民健康保険会計もお預かりをしています。医療費が毎年2億円位ずつ増えてきてしまっている状況です。これから超高齢社会に突入していきますが、2025年から2035年の団塊世代が医療を受ける必要が出てくる年代になった時に、医療や介護の仕組みが果たしてこのままで良いのだろうかという事を考えながら、今から準備を進めていかなければならないと思っております。また、それら厳しい事例に対処するための人づくりをしていかなければならないですし、そういったことを行うための経済力をしっかりと持った街として、成熟させていかなければならないと思っております。経済の活性化等にも力を入れていかなければと思っております。

委員の皆様にも様々な御指摘をいただきながら、行財政改革を進めてきたところでありまして、水戸市として1番恥ずかしい数字でありました収納率について、これは私の選挙公約でもトップレベルでの公約とさせていただいておりましたが、平成23年に私が水戸市長としてお預かりした時には、平成22年の収納率が約86.9%と、県内自治体の中でも下から数えた方が早いような、非常に恥ずかしい数字でした。組織のマネジメントをしっかりやりながら、収税課を中心に意識改革を行い、収納率の向上を非常に力強く講じてきたところ、収納率は90%を超え、県平均まで向上し、実績を上げてきたところでもあります。90%を超えたから十分だという思いはなく、基本的には税の公正、公平という観点から100%を目指すのが当たり前ですので、委員の皆様にも様々な支援やアイデアをいただきながら、収納率の向上に努めていきたいと思っております。引き続き御指導、御鞭撻をいただきたいと思っております。

おかげさまで、財政調整基金の方も私が市政をお預かりした時には26億円程度でしたが、現在は約80億円程度、一時は93億円まで積み上がりましたが、平成26年度から新事業を始めるため少し取り崩しましたが、それでも78億円積み上がっている状況であります。これについても、今後どのように活用していくか、あるいはいざという時のために財政調整基金をどの程度まで水戸市として持っておくべきなのかということも、皆様方に御議論、御提案いただければありがたいと思っております。

いずれにしても、行財政改革プラン2013を策定しましたので、進行管理について委員の皆様方に様々な御指摘をいただきたいと思っております。また、政策決定過程において知恵、アイデア等があればきたんのない御意見をいただきたいと思っております。政策の発生源を多様化し、色々な方々から意見をいただくことは市政にとって非常に重要であ

りますし、大切であると思っております。各界各層で御活躍いただく皆様は、今までの人生経験の中からお気づきの点もあろうかと思しますので、行政が持っていない価値判断をお寄せいただければありがたいと思っております。

4月1日から、水戸市第6次総合計画という新しい計画でスタートさせていただきました。こちらには今までとは違った方策を盛り込みました。とくにまちづくりのコンセプトについては、従来拡大、拡散型社会であったものに対して、これからはコンパクトなまちづくり、環境にやさしいエコなまちづくり、そして自動車の移動より公共交通機関を大切に、自転車による交通体系を確立していこうと、大きく方向転換をさせていただきました。こういった都市づくりを進めていく上で、今までどういう事が障害になっていたのか、あるいはどういう事をやるべきか、都市交通関係の基本計画を策定しようというところに至っておりますので、そういったことにも皆様の御提言、御意見をいただければありがたいと思っております。

第6次総合計画の実行段階における様々な施策についても、皆様方の御意見をいただければありがたいと思っております。行財政改革プラン2013の進行管理が皆様方への委嘱の案件とありますが、それに付随し、最終的には水戸市の行財政改革に結びつくような、幅広い御意見、御提言をいただいても結構であると考えております。皆様の様々な価値観を、行政へお寄せいただければありがたいなどと思っておりますので、よろしく願いいたします。この行政改革推進委員会が、実りある御議論、御協議がなされますように御期待を申し上げながら、よろしく願い申し上げます。以上、長くなりましたが私の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○執行機関 市長は公務のため、ここで退席させていただきますのでご了承願います。

〔市長退席〕

○執行機関 本日は第1回目の委員会であり、皆様の初めてのお顔合わせですので、ここでそれぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。

〔各委員の自己紹介〕

○執行機関 次に、執行部の職員を紹介申し上げます。

〔執行機関の紹介〕

○執行機関 お手元の資料「水戸市行財政改革推進委員会条例」を御覧願います。

第2条の委員会の御審議いただく内容について規定しております。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関する事。
- (2) 行政改革の進行管理に関する事。
- (3) その他必要と認める次項に関する事。

次に第5条、第6条であります。委員長及び副委員長についてと会議について規定しております。

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

それでは、第5条に基づき、委員長及び副委員長の選出に移りますが、委員長、副委員長の選出についてはいかがいたしましょうか。

○**___委員** 事務局のお考えはありますか。案がございましたらお願いします。

○**執行機関** 事務局といたしましては、委員長につきましては___委員に、副委員長につきましては___委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[一同承認]

○**執行機関** それでは、委員長を___委員に、副委員長を___委員にお願いいたします。恐れ入りますが、___委員長と___副委員長に一言御挨拶を頂戴したいと存じます。

[委員長、副委員長から挨拶]

○**執行機関** 次に、事務局から附属機関の会議の公開制度について説明いたします。

水戸市では、審議会等の会議を公開することにより、意思決定過程における透明性及び公正性を確保し、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進するため、附属機関の会議の公開制度を、平成16年4月から導入しております。これにより、審議会や委員会などの会議は、個人のプライバシーなどを扱う一部の会議を除き、その会議の開催についてホームページや市民センターなどで市民の方にお知らせし、会議を公開するとともに、あわせて会議録を公表しております。

このことから、本委員会も会議の公開及び会議録の公開の対象となりますので、よろしくお願いいたします。

___委員には、後ほど、事務局が作成した会議録に御署名いただく委員をお二人御指名いただければと存じます。

それでは、___委員長に議事進行をお願いいたします。

○**___委員長** 会議次第に基づき議事を進めることといたします。

まず始めに、会議公開の制度により会議録を公表していくということなので、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員にお願いいたします。

本日は初回ですので、まず水戸市行財政改革プラン2013について、事務局から説明をお願いいたします。

○**執行機関** それでは、水戸市行財政改革プラン2013について御説明いたします。

目次を御覧願います。

プラン2013は、Ⅰの大綱とⅡの実施計画で構成をしております。

大綱は1の行財政改革プラン2013策定の趣旨、2の水戸市行財政の状況と課題、3の行財政改革の基本的な考え方、4の行財政改革の基本的方向、5の行財政改革の進行管理の内容で構成をしております。

実施計画は1の実施計画策定の基本的な考え方と2の行財政改革の具体的施策の内容で構成をしております。

具体的施策といたしましては、全体で36の実施項目を位置付けております。

1ページを御覧願います。大綱から御説明をさせていただきます。

1の行財政改革プラン2013策定の趣旨でございますが、本市におきましてはこれまで数次にわたる行財政改革に積極的に取り組んできたところでございます。その結果、人件費の抑制や財源の確保などの経営改善を推進し、経常収支比率の改善や財政調整基金の積立額の回復を図るなど、市の財政状況にも一定の効果を上げてきたところでございます。

しかし、我が国における経済は依然として厳しい状況が続いております。地方財政におきましても、社会保障関係経費が増加を続けている状況にございます。また、本市におきましても、複雑化する市民ニーズへの対応のほか、東日本大震災による被害からの復興や今後の防災行政の一層の推進、社会保障関係への対応など、行政需要は増え続けることが予想されております。

さらに、地域主権改革の推進により、地方自治体への権限移譲が進められるなど、地方自治体の役割はますます重要となってきました。そのため、市民の視点に立った行政サービスを提供し、また質の高い行政運営を推進することなどにより、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指し、全庁を挙げて行財政改革に取り組むため、行財政改革プラン2013を策定するものでございます。

2の水戸市行財政の状況と課題につきましては、本市の現況を分析したものでございます。(1)の行財政改革プラン2010の取組状況でございますが、平成21年1月に策定いたしました行財政改革プラン2010におきましては、「市民満足度の高い自主・自立の行財政運営を目指して」を基本理念に掲げ、市民との協働を推進するとともに、給与の適正化や職員定数の削減による人件費の抑制など一定の効果上げてまいりました。しかし、18件の項目において、一部実施にとどまっており、これらの項目につきましては、引き続き、行財政改革プラン2013の基本的方向に照らしながら取り組んでいくものでございます。

なお、プラン2010の実績につきましては、21ページから24ページまでに主な取り組み内容と財政効果についてまとめておりますので、後ほど御参照願います。

次に、(2)の行政運営体制の状況について、アの組織でございますが、本市の組織につきましては、平成24年度において15部82課241係で構成されております。平成20年度比で1部2課を減らし、スリム化を図っていますが、係は3増となっております。組織の編成につきましては、政策課題への柔軟な対応を図るため、毎年度見直しを行っているところでございます。平成24年度には、幼児教育課やみとの魅力発信課を設置したほか、内原支所の見直しを行いました。また、課の中に一定の権限を与えた室を設け、政策的課題への重点的な対応を図ることとし、平成23年度には、新ごみ処理施設整備室や千波湖管理室を設け、平成24年度には危機管理室を設けております。名称につきましても、市民にわかりやすい組織名称を目指し、平成22年度に全庁的な見直しを行ったところでございます。今後も時代の課題や多様化する市民ニーズに的確に対応できる、簡素で機能的な組織の確立を進める必要がございます。

イの定数につきましては、厳しい行財政環境の中においては、財政の硬直化を防ぐために義務的経費の抑制が大きな課題となっております。そのため、市民サービスの維持、向上に十分配慮しながら民間活力の活用や事務の効率化を図り、職員定数の削減を進めてまいりました。しかしながら、人口規模が同様である他の特例市と比較しましても、

定数が多いことを踏まえ、今後も民間活力活用や事務の効率化などにより、引き続き職員定数の適正化に努める必要がございます。

ウの人事・給与でございますが、人事管理につきましては、大量退職者は、平成22年度をピークに減少してまいりましたが、今後も毎年50人から70人程度の定年退職者が見込まれており、これらの職員が持つ知識や技術の着実な継承を図るとともに、効率的な行政運営を行うために人材の育成が重要となっております。さらに、効率的な行政運営を実現するために、長時間労働の抑制や心の健康等の課題に対応しながら、働きやすい労働環境を整備していく必要がございます。

給与につきましては、平成19年度の給与構造の抜本的改革や平成22年度の特種勤務手当の見直しを実施するなど、その適正化に取り組んできたところでございます。また、ラスパイレス指数につきましては、国の水準を下回っておりますが、今後とも適正な給与水準の確保に努める必要がございます。

(3)の財政の状況でございますが、アの歳入につきましては7ページの表を御覧願います。本市の市税収入は、国から地方への税源移譲や減税の廃止などにより、平成20年度においては423億円となりましたが、世界的な不況の影響等により、平成23年度には406億円まで減少しております。地方交付税は、国の三位一体の改革により、平成20年度には44億円まで減少しましたが、地域主権改革によりその充実が図られるとともに、平成23年度には震災復興特別交付税が交付されたことから、大きく増額となっております。

市債は、投資的事業の財源となる普通債と普通交付税の代替である臨時財政対策債がありますが、本市では市債発行基準を設け、普通債の借り入れを抑制しています。

7ページのイの歳出につきましては、8ページの表を御覧願います。歳出のうち人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費の割合が大きくなるほど、財政の弾力性が失われます。本市の義務的経費比率は年々高まってきており、平成14年度に49.3%であったものが平成23年度には53.9%に増加しております。これは、生活保護費の増加や児童手当等の制度改正に伴い、扶助費が大きく増加しているためでございます。また、特別会計への繰出金につきましても年々増加しており、一般会計の財政運営を大きく圧迫しております。これらの結果、普通建設事業費は抑制せざるを得ない状況が続いており、平成14年度に155億円だったものが平成23年度には79億円となり、ほぼ半減している状況でございます。

ウの基金と市債残高の推移につきましては、9ページの表を御覧願います。財政調整基金は平成17年度には2億円となりましたが、行財政改革の推進により取り崩しを抑制し、着実な積み立てを行った結果、平成23年度には40億円まで回復しました。今後も災害などの不測の事態に備えるため、引き続き適正規模の残高を確保する必要がございます。

市債残高につきましては、財政構造の硬直化の要因となることから、抑制に努めてきた結果、普通債等の残高は平成14年度の875億円から大幅に減少し、平成23年度には617億円となっております。特別・企業会計の市債残高は、下水道の集中的な整備などにより増加を続けてまいりましたが、平成22年度からは減少に転じております。

次のエの財政指標の推移につきましては、11ページの表を御覧願います。財政力指数は、世界的不況による市税収入の減少等により、平成23年度には0.83まで低下しており、

自立的な行政運営のため、収納対策の強化等により引き続き市税等の自主財源の確保に努めていく必要がございます。

経常収支比率は、市税収入の減少や扶助費の増加などにより平成20年度には91.3%まで悪化しましたが、地方交付税の増額等により平成23年度には85.5%となっております。しかしながら、少子・高齢社会の進展に伴う扶助費の増大により、今後経常収支比率の悪化が懸念されることから、経常的経費の削減と市税等の経常一般財政の確保に一層努めていく必要がございます。

実質公債費比率は、18%以上になると市債の発行に県知事の許可が必要となり、25%以上になると財政健全化計画の策定が義務付けられております。本市の実質公債費比率は平成17年度には20.2%でしたが、平成23年度には10.6%まで改善しており、基準上、健全な状況にあると言えますが、類似団体等との比較では高い状況であり、さらに公債費負担の適正化に努める必要がございます。

将来負担比率は、350%以上になると財政健全化計画の策定が義務付けられておりますが、本市の将来負担比率は平成20年度の156.4%から平成23年度には121.7%となり、年々改善をしている状況でございます。しかしながら、類似団体等との比較では高い状況にあり、市債の発行抑制や職員定数の適正化など行財政改革の一層の推進により、さらなる財政健全化に努める必要がございます。

(4)の財政の収支見通しでございますが、財政の収支見通しにつきましては、本市財政の健全性及び弾力性の確保を図り、持続可能な財政運営を行うための指針として将来の推計を行うものでございます。

12ページを御覧願います。④の推計の考え方でございますが、財政の収支見通しの推計に当たりましては、12ページの下の表にございますように、財政健全化のための収納率向上や使用料等の料金改定などの歳入確保策、あるいは定数削減などの歳出削減策の改善策を盛り込んで算定しております。

13ページの表を御覧願います。これは財政収支の見通しを試算したものでございますが、前ページの表の改善策の実施によって約105億円の節減等の効果が見込まれますが、それらを計上してもなお、今後5年間で約36億円の財源不足が見込まれております。これは、社会経済状況等の影響による市税収入の低迷や、少子・高齢化の進行による扶助費の増加、介護保険及び後期高齢者医療に対する負担の増加などによるものであり、多額の財源不足の解消に向け、より一層の歳入確保と歳出見直しが必要となっております。

15ページを御覧願います。3の行財政改革の基本的な考え方、(1)改革の基本理念でございますが、地域主権改革の進展により、地方自治体はこれまで以上に責任を持って、活気に満ちた地域社会を築いていく必要がございます。東日本大震災からの復興をはじめ、様々な行政需要に対応し、市民サービスの向上を図っていくためにも、厳しい行財政環境の中、行政運営の効率化を推進し、市民本位、市民目線に立った行財政運営に取り組む必要がございます。このようなことから、本市では、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指すことを基本理念とし、全庁を挙げて行財政改革を進めることとしたものでございます。

(2)改革の実施期間は、平成25年度から27年度までの3年間としております。

4の行財政改革の基本的方向につきましては、枠囲いの中にご覧いただけますように、1の

市民の視点に立った行政サービスの提供から、5の行政運営を担う職員の資質の向上までの5つに体系化をいたしております。順次、概要を御説明いたします。

1の市民の視点に立った行政サービスの提供ですが、行政は、市民の視点に立ったサービスを提供することが重要であり、市民サービスの向上を図るため、継続した改革、改善を推進してまいります。その行政サービスの要となる庁舎につきましては、東日本大震災の影響により使用停止となっており、最重要課題として、市民の声を反映しながら整備に取り組んでまいります。また、災害時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるために維持しなければならない業務について定める業務継続計画を策定してまいります。さらに、窓口サービスの向上に努めるほか、様々な広聴活動による幅広い年齢層からの意見聴取を行うとともに、市民が求める情報を発信してまいります。

2の市民との協働による地域力の活用ですが、地域の課題や市民ニーズが多様化する中、市民と行政が目標を共有し、お互いの役割を認識した上で相互の信頼関係を築き、あらゆる分野で協力することで、市民主体のよりよいまちづくりの実現を目指してまいります。その体制づくりに向けて、市民との協働が可能な事業について市が積極的に情報発信するなどの取り組みを進めます。また、市民との協働による災害の対策等を推進してまいります。さらに、地域のコミュニティ活動の支援について推進してまいります。

3の質の高い行政運営の推進ですが、地域主権改革の進展により権限移譲が進む中、限りある資源を有効に活用し、効率的、効果的な事務事業の執行に努めるなど、質の高い行政運営を推進してまいります。そのため、引き続き職員定数の適正管理や効率的な組織機構の編成を行うとともに、情報技術の有効活用や民間活力の活用を図ってまいります。また、行政評価等による事務事業を客観的に評価し、改善を図るとともに、外郭団体や一部事務組合につきましても、質の高い団体運営を行うよう見直しを進めてまいります。

4の将来を見据えた財政基盤の構築ですが、世界的な経済不況により歳入の伸びが期待できない中であっても、多様な行政需要への対応や東日本大震災の復興に向けた取り組みを推進できるように、将来を展望した経営的な視点による財政基盤の構築を目指してまいります。そのため、持続可能な財政運営に努めるとともに、給与の適正化や市債発行の抑制を進めてまいります。また、公平性の確保を図るためにも、受益者負担及び補助金等の適正化を進めるとともに、収納率の向上を図ってまいります。さらには、財源確保策などについても積極的に検討してまいります。

5の行政運営を担う職員の資質の向上ですが、複雑、多様化する市民ニーズや変化する社会情勢、地方分権のさらなる推進などに対応し、市民サービスの向上を図ることのできる職員を育成してまいります。そのため、計画的な人事配置による職員の能力育成や人事評価制度の確立などを進め、職員の意識改革に努めるとともに、職員の能力向上及びその能力が十分に発揮されるような仕組みづくりに積極的に取り組んでまいります。

5の行財政改革の進行管理につきましては、20ページを御覧願います。行財政改革プラン2013の施策を着実に計画的に実施するため、具体的な改革項目やスケジュールを実施計画として定め、適正な管理に努めます。進行管理につきましては、市内部においては市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって、全庁的に取り組んでまいります。また、市民の皆様へは「広報みと」や市のホームページ等を通じて広く公表してま

います。さらに、市議会や行政改革推進委員会への定期的な実施状況の報告により、助言や指導を得て、進行管理に取り組んでまいります。

21ページの参考、水戸市行財政改革プラン2010の取組につきましては、主な取組内容と財政効果を記載したものであります。後ほど御参照願います。

25ページを御覧願います。(3)の行財政改革プラン2010の改革項目の新プランへの主な位置づけにつきましては、行財政改革プラン2010における改革項目につきまして、引き続きプラン2013の改革項目として位置付けるものについてまとめたものでございます。御参照願います。

27ページを御覧願います。ここから実施計画となります。まず1の実施計画策定の基本的な考え方、(1)の実施計画策定の趣旨でございますが、実施計画は、大綱に基づき実施すべき改革について具体的な実施項目の内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものでございます。実施計画の期間は、平成25年度から27年度までの3年間でございます。

(3)の実施計画の推進体制につきましては、ただいま御説明したとおりでございます。

28ページを御覧願います。2の行財政改革の具体的施策として、このページから63ページまでに36の実施項目を定めております。それぞれ実施項目ごとに現状・課題、実施内容、実施年次、目指すべき成果についてまとめております。

それでは、新規の取組を中心に主なものについて御説明をさせていただきます。なお、説明は表の中ほどにございます実施内容により行わせていただきます。

1「本庁舎等の整備の推進」ですが、平成25年度に策定した「庁舎整備基本計画」に基づき、早期整備に向けた取組を行ってまいります。

2「窓口サービスの見直し」ですが、窓口業務時間の拡大を進めるとともに、総合窓口の開設に向けた検討及び窓口業務の集約化の検討を進めてまいります。

30ページを御覧願います。3「業務継続計画（災害編）の策定」ですが、業務継続計画は、市民生活への影響を最小限に抑えるために必要な業務及びその執行体制を定めるものでございます。地域防災計画の見直し状況を踏まえて、業務継続計画を策定し、職員に周知徹底を図ることで災害に備えるものでございます。

4「行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実」につきましては、市民が求める情報を的確に把握しながら情報内容の拡充を図るとともに、新たな媒体について検討を進めるものでございます。また、市民が愛着を持てるまちづくりに向け、水戸の魅力の発信を行うとともに、さらなる発信力の強化に向けた職員の育成や環境整備を図るものでございます。

33ページを御覧願います。6「協働事業の充実と体制づくり」につきましては、従来の市民側からの協働事業提案制度に加えまして、行政側から課題を提示する行政課題提示型協働事業を実施するとともに、職員のコーディネート能力や企画立案能力の向上を図るため職員研修を行い、協働事業を機能的に推進する体制づくりを図るものでございます。

34ページを御覧願います。7「市民協働による災害対策の推進」につきましては、災害時生活用水協力井戸登録制度などによる災害対策を実施するとともに、自主防災組織と連携をしながら災害時要援護者支援対策の拡大を図るものでございます。

36ページを御覧願います。9「地域コミュニティプランに基づく活動の支援」につきましては、全ての地区会における地域コミュニティプランの作成とそのプランの実現に向け、支援を行ってまいります。

37ページを御覧願います。10「簡素で機能的な組織・機構の編成」につきましては、社会経済情勢の変化等に対応でき、市民にわかりやすく簡素で機能的な組織、機構の編成に向けた見直しを適宜行ってまいりますのでございます。

38ページを御覧願います。11「保育所・幼稚園の適正配置」につきましては、待機児童の解消に向け、保育所・幼稚園について地域の実情等を考慮しながら、就学前児童施設のあり方を含む適正な規模及び配置について検討してまいります。

41ページを御覧願います。14「市単独扶助費の見直し」につきましては、高齢者お祝金、特定介護助成制度、福祉手当について、代替施設の調査・検討を十分に行ったうえで必要性、支給の範囲、支給額等の妥当性について検討を行い、見直しを進めてまいります。

39ページを御覧願います。12「行政評価の推進」につきましては、事務事業を客観的に評価し、行政の関与の必要性が低下している事務事業の整理、合理化を図るとともに、有効性や効率性が低い事務事業について改善を図るものでございます。

44ページを御覧願います。17「職員定数の適正管理」につきましては、プラン実施期間中に70人の削減を図ることとし、実施に当たりましては市民サービスの維持、向上を前提とするため、事務事業の終息や業務量の減少によるもののほか、事務事業の統廃合、業務委託の活用、指定管理者制度の導入などの手法を用いながら進めてまいりますのでございます。

46ページを御覧願います。19「公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進」につきましては、直営の施設についてサービスの維持、向上及び管理運営経費の削減などの観点から検討を行い、民間活力の活用を進めるものでございます。また、既に指定管理者を指定している施設につきましては、平成27年度末に指定期間が終了することから、公募する施設の範囲等について基本方針を決定の上、再選定を行うものでございます。

49ページを御覧願います。22「給与の適正化」につきましては、人事院勧告に準拠した給与の適正化を図るとともに、自宅に係る住居手当の見直しや特殊勤務手当の見直しを行うものでございます。

52ページを御覧願います。25「受益者負担の適正化」につきましては、下水道事業の公営企業法における財務規定の適用に向けた準備を進めるとともに、使用料、手数料の改定や新たな使用料、手数料の検討を行うものでございます。

26「補助金・負担金の適正化」につきましては、平成21年度の補助金等検討専門委員による検討結果を踏まえた見直しを実施するとともに、平成26年度に改めて同専門委員による検討を行い、継続的に見直しを実施してまいります。また、負担金についても見直しを実施してまいります。

54ページを御覧願います。27「社会保障制度の適正な運営」につきましては、社会保障制度の健全な運営を維持するため、歳出の抑制策を推進するとともに、国民健康保険税及び介護保険料につきましては定期的な見直しによる適正な賦課を行うものでございます。具体的な施策といたしましては、国民健康保険につきましてはレセプトの内容点検

の充実、ジェネリック医薬品の使用促進や頻回受診者対策等を推進するとともに、保健事業の推進を図るものでございます。介護保険につきましては、要介護認定やケアマネジメント、サービス提供体制及び介護報酬請求等の適正化を図ってまいります。生活保護につきましては、求職情報の提供や就労支援を進めるとともに、不正受給の防止に向けた取組などを進めるものでございます。

28「収納率の向上」につきましては、市税については、納税者の自主納付意識を高めるとともに、納税相談や指導の強化により、財産調査及び滞納処分を含めた効率的・効果的な滞納整理事務を推進してまいります。また、その他の使用料等についても、効果的な滞納整理を実施するとともに、民間活力の活用などによる収納方法の検討を行ってまいります。

31「新たな財源の拡充」につきましては、新たな媒体への広告掲載やネーミングライツの導入の拡大などについて検討・推進するとともに、ふるさと寄附金の周知を行い、歳入の確保に努めてまいります。

59ページを御覧願います。32「計画的な人事配置による職員の能力育成」につきましては、新規採用後の一定期間を職員の能力育成期間として位置付け、定期的な異動を実施し、様々な職務分野や行政分野をバランスよく経験させるとともに、職員のやる気を尊重できる人事異動の手法について検討を行うものでございます。

61ページを御覧願います。34「職員研修の充実」につきましては、水戸市人材育成基本方針の見直しを行うとともに、人材育成のための職員研修を推進するものでございます。具体的には、自己啓発に取り組みやすい職場環境づくりを進めるとともに、職場研修の充実強化や職場外研修の充実強化を図っていくものでございます。

63ページを御覧願います。36「職員の勤務環境の改善」につきましては、時間外勤務の縮減の基本方針に基づき、職員の健康を保持するとともに、より効率的な行政運営を推進していくため、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めるものでございます。また、水戸市職員の心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルスケアの推進や、水戸市特定事業主行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進を図るものでございます。

以上で水戸市行財政改革プラン2013の説明を終わります。

- **委員長** ありがとうございます。事務局より、プランについて説明がありました。委員の皆様は何か御意見がございますか。
- **委員** 素朴な質問です。本日御説明のあったプランは25～27年度の3ヵ年計画ですが、既に25年度は終了しており、諸般の事情もあるのでしょうか、本来ならば今年の今頃の時点でこの説明があつてしかるべきではなかったのでしょうか。この時点では、平成25年度の進捗状況を議論する場であるべきではなかったのでしょうか。この点について、事務局はどう考えていらっしゃいますか。
- **執行機関** 今回委嘱させていただいた皆様の委嘱期間が26年4月からですので、今回初めての開催となります。25年度からプランは始まっておりますので、現在は25年度の実施状況を各課でとりまとめているところでございます。これにつきましては、6月下旬から7月上旬に委員会を開催し、皆様に御協議いただきたいと考えております。
- **委員** 今年から委員になったので経緯がよく分からないのですが、このプランの前にも2010年までのプランがあり、それが終わったので2013までのプランをモニタリング

していくという事で良いでしょうか。以前にも同じような施策があったのでしょうか。

○**執行機関** そうです。

○**___委員** 私は外資系の会社で戦略などをつくる仕事をしていますが、事務局に説明してもらった内容を拝見すると、私からすると、改革というよりは現場の改善活動に近い内容に思えます。市長が冒頭で言っていたように、やらなければいけない包括領域のような部分は、もう少し抜本的に、戦略的に絞りこんだものをプランの中に入れてもいいと思います。現場で思いつくレベルの、改善活動に近いものであれば、現場でしてもらえれば良いと思います。プランを、水戸市が他市町村と比較して差別化につながるような戦略的な活動であるとか、市民やメディアに注目される活動であるかという視点で見た時には、ありふれた、誰でも思いつくような内容しかない気が少しして、もっと重要なことを絞り込んだ、3年間の実施期間でできるような、選択と集中すべきものを、このプランとは別にやっていってもいいのではないかというのが私個人の意見です。

○**___委員長** ___委員の御意見では、このプランは改革というよりは改善の性格が強いのではないかという事で、改善よりはむしろ抜本的な改革をやっていくべきではないか、との事でした。よく「行革」というので、ネーミングの問題もあろうかとは思いますが、事務局の御意見はありますか。

○**執行機関** 皆様の所掌としましては、先ほど説明いたしましたように、プラン2013の進行管理と、次のプラン2016の策定に向けた審議となります。プランを進行する上でもう少しこうした方がいい、という御意見はお受けしていきます。そして、プラン2016の策定時にこういった御意見を取り入れていきたいと考えております。

○**___委員長** 改革とはいえ硬直している部分もあり、ルーティンや前例がある中で内部からの思い切った改革というのはなかなか難しい中で、我々委員の立場としては、本プランの検討事項に加え、さらに別格に上乘せして、知恵を絞っていくべきであろうかと私も思います。

○**___委員** 例えば、中東にあるドバイという国は、繁栄しているイメージを誰もが持っており、世界中から観光客が訪れていますが、経済力で比べると日本では青森県と同じ位です。しかし、ドバイと比べ青森県は世界に向けた発信力が少なく、イメージも大きくないですし、見せ方が全く違います。プランにあるような地道な活動もしていくべきですが、茨城県や水戸市が全国の中でイメージが良くないという状況が続いている中で、それを打破することが、課題を解決する一つの鍵となっているので、茨城、水戸って何か違うよね、と発信できるものに集中して取り組むということ、別段階でやっていくべきだと私は思います。

○**___委員長** 様々な規制や法的なルールの下でやっていかなければならないとは思いますが、皆様の知恵をお借りして、より良い水戸市をつくっていくのが本委員の目的かと思えます。

○**___委員** 皆様に誤解を与えないよう付け加えますが、先ほどの内容はお金をかければ実現できるものではなく、色々な規制がある中でも知恵を絞ればいいアイデアが生まれてくる。もともと水戸は歴史があり、複数の名君がいて出来上がった街なので、ゼロからまちづくりをする必要はなく、その遺産を使って劇的効果を生み出せることもあるの

で、規制や制約を緩和しなければならないようなことを考えるのではなく、制約だとか土地がコンパクトであることなどを踏まえて、発想の転換に知恵を絞ることは十分可能ではないかと考えます。

○ **委員** 改革という言葉についてですが、行政の現場では確かに改革なのかもしれませんが、我々市民の場で起こっていることをより良くしていくためには、改革ではなく前進が必要です。プランの中にも、コミュニティという言葉があります。コミュニティプランは、32の地区が26年度中に完成するという前提で説明しています。しかし内情は、最終年度を迎えるに当たってはまだまだの数字です。現場の者としての感想は、コミュニティプランを作った人たちはどのようなことが必要で、それをどうやって解決するかという意識があるのか、つまりやる気が十分あるのか。それぞれが自分の生活を営みながらの中で、行政の十分な支援とまでは申しませんが、受け止めがないと皆さんのやる気がなくなります。これはもっとも恐れていることではないでしょうか。そういった意味で、行政の担当部局の方々も、現場がどのように動いているのかを十分に知っていただきたい。

私は水害の常襲地帯である大場地区の会長をしております。コミュニティ活動の中で、その部分を強く意識しながら進めておりました。一つの実例を申し上げますと、数年前に水戸市でゴミのルール化が始まりました。有料化が始まると、不法投棄が増えるであろうから、それに向かって対応しようという活動を始めました。担当部局であるごみ対策課と道路管理課、清掃事務所の3つの部局と調整をしました。各課長にも3件ほど現場を見に来てもらい、その時は皆さんの意気があがりました。そのほかにも、現場でどうなっているのかを見ていただきたい例はたくさんあります。そういった点を含めて検討を進めれば、もっと市民との協働が進むであろうと思います。

○ **委員長** ありがとうございます。行政の担当者も、決して現場との接点がない訳ではないことは容易に想像がつきますが、今の実態を俯瞰したうえでのプランへの反映を考えていきたいと、私も思います。

○ **執行機関** 先ほどいただきました御提言のようなものを進行管理の中でいただきながら、進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○ **委員** ありがとうございます。今後も活発な御議論をお願いいたします。

他に御意見がなければ、本日の審議についてはこれで終わりにしたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○ **執行機関** スケジュールですが、今回は、今年度の改革の実施状況を御報告し、皆様から御意見・御質問等を伺う予定です。日程ですが、6月下旬から7月上旬を目途に開催させていただきたいと考えております。開催通知は、後日送らせていただきます。

会議の進め方については、審議を円滑に進行するため、資料を事前に委員の皆様へ送り、皆様からあらかじめ御質問、御意見等を御提出いただき、当日市の方から回答をするという方式を考えております。詳細については、正副委員長と相談させていただきたいと考えております。

○ **委員長** 他になければ、以上をもちまして本日の委員会の議事は全て終了いたします。今後とも、皆様の御協力をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。